

## 建物移転料算定要領の一部改正《新旧対照表》

【現行】平成30年3月14日 改正

【改正】令和2年3月18日

改正後	現行
<p>別記 曳家移転料算定要領</p> <p>(第1条から第9条、様式第1 略)</p> <p>様式第2 木造建物建築直接工事費計算書 [曳家工法] (計算書 略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本<u>産業</u>規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。</p> <p>別添一 木造建物調査積算要領</p> <p>(第1条から第45条 略)</p> <p>別添1 木造建物図面作成基準</p> <p>(第1 略)</p> <p>(用紙及び図面)</p> <p>第2 図面の大きさは、原則として、<u>産業標準化法</u> (昭和24年法律第185号) 第11条により制定された日本<u>産業</u>規格 (以下「日本<u>産業</u>規格」という。) A列3番横とする。</p> <p>2 平面図は様式第7により、配置図、立面図その他の図面は様式第8により作成する。</p> <p>(第3から第6 略)</p> <p>(図面表示記号)</p> <p>第7 図面に表示する記号は、原則として、日本<u>産業</u>規格の図記号を用いる。</p> <p>(第8から第10 略)</p> <p>(別表)</p>	<p>別記 曳家移転料算定要領</p> <p>(第1条から第9条、様式第1 略)</p> <p>様式第2 木造建物建築直接工事費計算書 [曳家工法] (計算書 略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本<u>工業</u>規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。</p> <p>別添一 木造建物調査積算要領</p> <p>(第1条から第45条 略)</p> <p>別添1 木造建物図面作成基準</p> <p>(第1 略)</p> <p>(用紙及び図面)</p> <p>第2 図面の大きさは、原則として、<u>工業標準化法</u> (昭和24年法律第185号) 第11条により制定された日本<u>工業</u>規格 (以下「日本<u>工業</u>規格」という。) A列3番横とする。</p> <p>2 平面図は様式第7により、配置図、立面図その他の図面は様式第8により作成する。</p> <p>(第3から第6 略)</p> <p>(図面表示記号)</p> <p>第7 図面に表示する記号は、原則として、日本<u>工業</u>規格の図記号を用いる。</p> <p>(第8から第10 略)</p> <p>(別表)</p>

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	配置図は、次により作成するものとする。 (一、二 略) 三 用紙は、日本 <u>産業</u> 規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることできる (以下この節において同じ。)  (以下 表 略)		

別添 2 木造建物数量積算基準

(第1から第15 略)

(諸経费率表 略)

(様式第1 木造建物調査表 略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(様式第2 木造建物数量計算書 [外壁] 略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(様式第3 木造建物数量計算書 [内壁] 略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(様式第4 木造建物数量計算書 [床・天井] 略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(様式第5 木造建物数量計算書 [金属製建具] 略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	配置図は、次により作成するものとする。 (一、二 略) 三 用紙は、日本 <u>工業</u> 規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることできる (以下この節において同じ。)  (以下 表 略)		

別添 2 木造建物数量積算基準

(第1から第15 略)

(諸経费率表 略)

(様式第1 木造建物調査表 略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(様式第2 木造建物数量計算書 [外壁] 略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(様式第3 木造建物数量計算書 [内壁] 略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(様式第4 木造建物数量計算書 [床・天井] 略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(様式第5 木造建物数量計算書 [金属製建具] 略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(様式第6 木造建物数量計算書 [木製建具] 略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

様式第7

(図 略)

様式第8

(図 略)

(様式第9 木造建物建築直接工事費計算書 略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

別添二 非木造建物調査積算要領

(第1条から第14条 略)

別添1 非木造建物図面作成基準

(1から3 略)

(用紙及び図面)

4 (1) 図面の大きさは、原則として、産業標準化法 (昭和24年法律第185号) 第11条により制定された日本産業規格 (以下「日本産業規格」という。) A列2番横とし、中2つ折りにして製本するものとする。

((2) から (4)、5から12 略)

(記号、略号等)

13 図面に記載する記号、略号等については、原則として、日本産業規格の図記号による。

(以下 略)

(様式第6 木造建物数量計算書 [木製建具] 略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

様式第7 号

(図 略)

様式第8 号

(図 略)

(様式第9 木造建物建築直接工事費計算書 略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

別添二 非木造建物調査積算要領

(第1条から第14条 略)

別添1 非木造建物図面作成基準

(1から3 略)

(用紙及び図面)

4 (1) 図面の大きさは、原則として、工業標準化法 (昭和24年法律第185号) 第11条により制定された日本工業規格 (以下「日本工業規格」という。) A列2判横とし、中2つ折りにして製本するものとする。

((2) から (4)、5から12 略)

(記号、略号等)

13 図面に記載する記号、略号等については、原則として、日本工業規格の図記号による。

(以下 略)